

事業事前評価表

国際協力機構 ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ

1. 案件名（国名）

国名： インドネシア共和国

案件名：（和名） ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト

（英名） Project for Efficient and Fair Disputes Resolution Mechanism and Legislative Drafting Capacity Development for Improving Business Environment

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における法・司法セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

インドネシアは、外国直接投資の拡大もあり、近年着実な経済成長を遂げてきている。ビジネス環境の整備という観点からは、インドネシアは世界銀行のビジネス環境比較レポートである「Doing Business」において、2015年当時は189ヶ国第114位であったものの、2019年のレポートでは、190ヶ国中73位にまで上昇している。この背景の一つとして、少額裁判所の設置や破産法の制定、さらに事件処理における裁判官への能力向上を目的とした研修を実施したことが挙げられている。それでもなお、司法サービスの質の向上の余地があるとともに、裁判官の人材育成・研修プログラムのさらなる発展が求められるとされている。

また、民間企業が円滑に活動を行うためには、法が適正に制定され、明確かつ安定した法の適用・運用が確保されることが求められるが、インドネシアにおいては、植民地当時の宗主国オランダから持ち込まれた法律の一部がそのまま現行法として適用されているなど、現在の社会と一部の法制度が適合しない状況に直面している。加えて、上位法令と整合しない内容の大臣令や地方条例等の下位法令が定められるなど、法令間における矛盾や、国の政策と政策を実行するための法令との間に不一致がみられることから、各種許可手続きといった行政手続きや契約関係等の様々な場面で問題が生じている。これらのことから、適切な立法プロセスを経た上で、高い技術を持った人材が適切に法案を起草・審査をすることにより、現在の社会に適合した法令の整備、さらには、政策と法令間及び各種法令間の整合性の確保が必要である。また、紛争が生じた際に、紛争解決の最終手段である訴訟が公平かつ迅速に実施されることがビジネス環境改善には重要であり、法令の適切な解釈・適用のためには、インドネシアにおける裁判所の能力向上は急務である。

現在、実施中である「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」においても、ビジネス関係法の起草・審査における法的整合性を向上させるために執務参考資料の作成支援を行っているが、同プロジェクトを実施する中で、起草・審

査に携わる人材育成の実施が必要であることが明らかとなった。また、同プロジェクトにおいては、インドネシア最高裁判所とともに判決集の作成や知的財産事件に関する研修講師の育成に向けた協力も行っているが、インドネシアで今後増加するであろう知的財産事件を扱うために、今後もさらなる知的財産分野の裁判官育成が必要である。

インドネシアは、長期国家開発計画（2005年～2025年）において、法の整備は、持続可能な経済成長の実現、ビジネス・産業界が抱える経済的課題への規制、投資促進のための法及び規則の整合性に資するものとしている。また、中期国家開発計画（2020年～2024年）においては、インドネシアにおける課題は、法律及び規則が非常に多く、重複し、かつ不整合が見られるため、法的確実性を損なっている点とある。さらには、司法システムが法的確実性を確保していないと指摘している。そのため、同中期計画では、政策と規則との間の調和や裁判官の質の向上が戦略をして掲げられている。本事業は、法令間整合性確保及び裁判官の能力向上に向けた取組を行うことから、インドネシアの国家開発計画の実現に貢献するものである。

（2）法・司法セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の「対インドネシア共和国 国別開発協力方針」（平成 29 年 4 月）には、重点分野として、「国際競争力の向上に向けた支援」が掲げられており、民間企業の国際競争力向上を通じた経済成長を実現するため、各種規制・制度の改善支援などを通じたビジネス・投資環境の整備並びに人材育成を支援すると記載されている。また、同方針の留意事項には、インドネシアの経済発展には海外からの投資が重要であり、投資を呼び込むためには予見可能性・安定性の向上等のビジネス・投資環境改善が重要であるとの指摘がなされている。また、分野別開発政策として「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」（平成 25 年 5 月）が策定されており、そこでは、「持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保」や「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」等への寄与といった観点から、「基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用の支援を行うこと」とされており、インドネシアは重点国の 1 つに挙げられている。また、インド洋・太平洋に跨る地域においては、海賊、テロ、大量破壊兵器、気候変動等といったボーダレスな課題の解決が求められるとともに、当該地域の経済発展のために国際貿易のさらなる推進も望まれている。このような状況に鑑み、日本は世界の繁栄、平和を促進する「自由で開かれたインド太平洋」構想（FOIP）を打ち出した。インドネシアは当該地域の真ん中にあり、同構想を推進する上での要衝に位置すると言える。この構想を具現化するためには、法の支配、自由貿易の普及・定着が必要であり、同国における法制度整備及びビジネス環境の整備は、FOIP 促進において重要な取組である。

世界の人口が増加し続ける中、すべての人が欠乏からの自由を実現するためには、各国の経済が持続的に成長することが不可欠である。このためには、経済活動が活発に展開されることが必要であるものの、多くの開発途上国においては、予見可能な法・司法制度に立脚した公正かつ透明なビジネス環境が整っておらず、経済活動の阻害要因となっている。この点は、日本から途上国への投資や日本と途上国の貿易の促進を阻む要因ともなっており、途上

国のみならず日本のさらなる繁栄にも影響する課題である。そのため、JICAは事業戦略「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」のクラスター「公平で包摂的な社会の実現」のうち「法の支配の実現」において、「公正かつ透明なビジネス環境整備」に取り組むこととしており、本事業は当該取組の一つに位置づけられるものである。

本事業は経済活動を適切に行うことにより経済成長を促進させることにつながることから、SDGs ゴール 8「すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワークを推進する」への貢献に位置づけられるものである。また、本事業は、司法への平等なアクセスを提供し、有効で説明責任性の高い公共機関の発展につながることから、SDGs ゴール 16「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」への貢献にも位置づけられる。

(3) 他の援助機関の対応

インドネシアの最高裁への支援については、豪州が少額裁判所の支援や女性及び子どもの司法アクセスの向上にかかる支援を実施した。また、EU 及び UNDP が、裁判官の教育・訓練への支援を実施していたが、行政裁判所や児童裁判所等の特定の裁判所向けであり、本事業で扱う知的財産にかかる裁判官の能力向上にかかる支援ではないことから、裁判所への支援をする他ドナーとの重複はない。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、インドネシアにおいて、法令間の整合性確保にかかるドラフター（法案起草者）の能力向上のための研修内容の改善、及びビジネス関連事件にかかる裁判官向けの研修や執務参考資料の整備を行うことにより、ドラフターの法案起草能力及び審査能力が向上するとともに、インドネシアにおけるビジネス関連事件の判決の論理性向上や裁判手続の改善を図り、もってビジネス界における法的な予見可能性改善に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ジャカルタ首都圏及びインドネシア全域

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：法務人権省法規総局及び地方事務所、各省庁のドラフター、
最高裁判所裁判官

最終受益者：民間企業（現地企業及び外国法人）、現地法律事務所等

(4) 総事業費（日本側）

約 3.4 億円

(5) 事業実施期間

2021年10月～2025年9月を予定（計48か月）

(6) 事業実施体制

- 法務人権省法規総局（The Ministry of Law and Human Rights, Directorate General of Legislation）：法令の起草・審査において整合性を向上させるための活動を実施。
- 最高裁判所（The Supreme Court）：ビジネス関連紛争にかかる裁判手続きや判決の質の改善にかかる活動を実施。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約144M/M）：

- 長期専門家
 - ・ 法案起草・審査能力向上
 - ・ 裁判官能力強化
 - ・ 業務調整
- 短期専門家

② 研修員受け入れ：

法案起草・審査、知的財産事件、ビジネス紛争解決等

③ 機材供与：

事業の必要性に応じて検討

2) インドネシア国側

① カウンターパートの配置

- 法務人権省法規総局
 - ・ プロジェクトディレクター：法規総局長
 - ・ プロジェクトマネージャー：局長
 - ・ プロジェクトメンバー：法務人権省法規総局職員
- 最高裁
 - ・ プロジェクトディレクター：最高裁判所長官補佐
 - ・ プロジェクトマネージャー：司法研修所所長、最高裁書記官
 - ・ プロジェクトメンバー：最高裁裁判官、司法研修所裁判官等

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(6)に記載のプロジェクト担当者を配置。

ローカルコスト（専門家執務スペース、カウンターパート人件費等）の提供。

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

インドネシアの最高裁及び法務人権省法規総局への援助については、2. (1)のとおり。

2) 他援助機関等の援助活動

他援助機関等の援助活動は2. (3)に記載のとおり。最高裁支援についてはドナー調整会議が年1度程度実施されており、その機会を通じてドナー連携を行う。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、特段の環境影響が予見されないセクターであり、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に掲げる影響を及ぼしやすい特性や影響をうけやすい地域に該当しないため、カテゴリCに該当する。

2) 横断的事項

特になし

3) ジェンダー分類：

ジェンダー対象外

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

ビジネス界における法的な予見可能性が改善する。

指標及び目標値：

指標1：ビジネスに関連する法令相互間の整合性に対する第三者（関係省庁、法曹関係者、ビジネス関係者等）の評価が向上する。

指標2：知的財産事件等のビジネス関連事件の裁判所における紛争解決の裁判の予見可能性に関する第三者（法曹関係者、ビジネス関係者等）の評価が向上する。

(2) プロジェクト目標：

プロジェクト目標1：法令間の整合性確保に関するドラフター的能力が向上する。

プロジェクト目標2：知的財産等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上する。

指標及び目標値：

指標 1-1：成果 1 の研修を受けた者で法案起草又は審査を担当している職員の数

指標 1-2：法案起草又は審査を担当している職員の法令間の整合性確保に対する意識の変化

指標 1-3：プロジェクトで作成・改訂した研修教材等の認知度・活用状況

指標 2-1：裁判官の法的判断に対する意識・行動の変化

指標 2-2：裁判官の訴訟運営に対する意識・行動の変化

指標 2-3：WGで作成した理解度テストの結果が向上する

指標 2-4：商事裁判所における知的財産事件の平均審理期間

指標 2-5：商事裁判所における知的財産事件の年間の新規件数及び処理件数

指標 2-6：商事裁判所における知的財産事件の上訴率（又は上訴割合）

（3）成果：

成果 1：法令間の整合性確保に関するドラフター的能力を向上させるための研修教材が作成され、これを用いたドラフターを対象とする研修が実施され、当該研修を改善する取組がなされる。

成果 2：裁判官に対して、知的財産紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁判に関する法的判断及び訴訟運営に関する能力を向上させるための教材が作成され、研修が実施される。

成果 3：知的財産紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁判に関する執務参考資料が作成、公開され、裁判官やその他の法律家に普及される。

指標及び目標値：

指標 1-1：法的整合性にかかる課題の分析結果が纏められる。

指標 1-2：上記の分析結果を反映したシラバス、研修教材の完成

指標 1-3：実施されたドラフター研修の種類・回数

指標 1-4：研修を受けた研修員の数

指標 1-5：研修実施に必要な人数の講師の育成

指標 1-6：研修講師の整合性の確保に対する意識の変化・行動

指標 1-7：実施されたドラフター研修に対する講師、WG、研修員の評価

指標 1-8：上記の評価の研修関連教材等への反映状況

指標 1-9：特定の法案に関する法令の整合性に関する問題点の分析結果

指標 1-10：分析結果の法案に対する反映状況

指標 1-11：法令の起草・審査・解釈における整合性の向上に向けた意見交換の実施回数

指標 1-12：上記の意見交換の研修教材等作成、改訂への反映状況

指標 2-1：研修実施及び構成に関する方針及びプログラムの策定

- 指標 2-2 : 上記の方針を反映したシラバス、教材の完成
- 指標 2-3 : 実施された研修の種類・回数
- 指標 2-4 : 研修実施に必要な人数の講師の育成
- 指標 2-5 : 研修講師の意識の変化・行動
- 指標 2-6 : 実施された研修に対する講師、WG、研修員の評価

- 指標 3-1 : 裁判制度に関する法令上、実務上の問題点の分析結果が纏められる
- 指標 3-2 : 上記の分析結果を反映した執務参考資料の完成
- 指標 3-3 : 執務参考資料の作成に向けた利害関係者の意見聴取
- 指標 3-4 : 執務参考資料の普及計画の策定
- 指標 3-5 : 執務参考資料の配布数、配布対象
- 指標 3-6 : 執務参考資料の普及活動の態様、普及活動の回数
- 指標 3-7 : 執務参考資料に対する裁判官やその他の法律専門家の評価

(4) 主な活動 :

活動 1 : 現状分析の上、法令間の不整合が生じる原因を特定し、研修シラバス及び研修教材を作成し、講師を育成した上で、ドラフター候補専門教育研修及びその他のドラフター向け研修を実施する。また、合意で選定された法令案について、法令間の整合性に関する問題を検討・分析してその結果をとりまとめ、その結果を上記ドラフター向け研修において活用する。さらに、法令の起草・審査・解釈における整合性の向上に向けた意見交換を法務人権省、最高裁判所その他関係機関との間で実施し、その結果をとりまとめ、上記ドラフター向け研修において活用する。

活動 2 : 裁判官に対する知的財産紛争に関する年間のプログラムを立案し、同計画のうちプロジェクトが担当する研修を選定する。その選定された研修のためのシラバス及び教材を作成し、講師を育成した上で、育成された講師が研修を実施する。必要に応じて、知的財産法以外のビジネス法に関する研修についても上記同様の活動を行う。

活動 3 : 知的財産紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を解決する裁判制度を対象とするベースライン調査を実施し、裁判制度に関する法令上、実務上の問題点を把握する。ベースライン調査を基に執務参考資料のアウトライン及びその普及計画を作成し、知的財産紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁判に関する執務参考資料を作成し、その普及活動を行う。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件 : 法務人権省が法令の審査を継続して担当する。
- (2) 外部条件 : インドネシアの法・司法分野の政策が変更されない

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

法的整合性にかかる執務参考資料は、本事業の前フェーズの案件と位置付けられる「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」(2015年～2021年)において作成されたが、立法法の改正手続きと同時並行に行われ、かつ、このような執務参考資料の作成が初めての試みであったため、一通りの資料は作成されたものの、実際の課題解決をより詳細に取り扱った資料が求められている。この点を踏まえ、本事業では、課題分析をより詳細に行い、カウンターパートによる課題の原因を特定・認識によりフォーカスを当て、より精度の高い執務参考資料を作成する。

インドネシアにおいて研修の実施は基本的に法令で定められており、当該法で定められていない種類の研修を実施することが難しく、また、法で定められた既存の研修については、その改善に関与することが困難であり、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」(2015年～2021年)では、裁判官の能力向上にかかる活動の展開がときに円滑に行われなかった。本事業では、カウンターパートと本事業で対象とする研修について必要に応じて法令を定める、もしくは法令がなくとも予算措置ができる体制をとるといった先方負担事項にかかる合意を図り、JICAの支援で実施するために必要な措置をカウンターパート側がとるように調整することとする。

7. 評価結果

本事業は、インドネシアの開発課題や開発計画並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、法的整合性確保のためのドラフターの能力向上及び裁判官の法的判断及び訴訟運営能力向上を通じて、司法への平等なアクセスを向上させ、SGDs ゴール 16「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」に資すると考えられる。また、ビジネス界における法的な予見可能性の改善に資するものであり、SDGs ゴール 8「すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワークを推進する」の達成に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査

事業完了 3 年後 事後評価

以上

